

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年7月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900089号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900030号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成24年6月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年6月の標準報酬月額については41万円から44万円、同年7月から平成25年8月までの標準報酬月額については41万円から50万円とする。

平成24年6月から平成25年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月から平成25年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成24年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を上記1の訂正後の44万円から50万円に訂正することが必要である。

なお、平成24年6月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額44万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月1日から平成25年9月1日まで

私は、平成24年6月1日にA社に入社したが、給与支払明細書を見ると、控除されている厚生年金保険料がねんきん定期便で確認できる標準報酬月額を基に計算された厚生年金保険料と違っていることがわかった。調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出されたA社に係る給与支払明細書、当該事業所の事業主から提出された賃金台帳及び日本年金機構の回答により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく

報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額は、請求者から提出されたA社に係る給与支払明細書、当該事業所の事業主から提出された賃金台帳及び日本年金機構の回答により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、平成24年6月は44万円、同年7月から平成25年8月までは50万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を年金事務所に対し提出したか否かについては不明と回答しているが、請求期間について、年金事務所が保管する請求者に係る資格取得届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成24年6月1日から同年7月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与支払明細書、当該事業所の事業主から提出された賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の訂正後の標準報酬月額（44万円）を超えていることが確認できることから、標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

なお、平成24年6月の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額44万円を除く。）については、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。